平成２３年（フ）第４３４号
滋賀県甲賀市水口町虫生野中央14番地１―202号、前住所三重県伊賀市円徳院940番地の１
債務者　山中　美幸
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４１号
滋賀県草津市木川町955番地３　砂池団地404号
債務者　増田ひと美（旧姓上田）
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４４号
滋賀県彦根市幸町48番地
債務者　小林　靖洋
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第８４２号
広島市南区南蟹屋１丁目10番35―1007号
債務者　高野　純子
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８６７号
広島市東区牛田本町４丁目２番15―101号
サニーハイツ牛田Ａ
債務者　宮本富士恵
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３５号
広島市東区牛田早稲田４丁目４番１―302号
債務者　廣川　勝利
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８５号
広島市西区三篠北町５番８―404号
債務者　塚本　和人
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１９１号
広島市安芸区中野６丁目８番14―105号
債務者　橋本　裕太
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０８号
広島市西区庚午南１丁目31番19―301号
フォンティーヌ勝間
債務者　河井麻友子
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４３号
広島県三原市高坂町真良559番地
債務者　永井　　浩
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３２１号
福岡県久留米市山川町3113番地７
債務者　奥村　昌美
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３８２号
宮崎市大工２丁目151番地　川崎方
債務者　渡邉多美子
１　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６１号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓1444番地３
債務者　田畑　初音
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第４０９号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目２番地１　市住4854号
債務者　柚之上由紀子
１　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４９０号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目25番地17コーポ浜崎101号
債務者　飯伏　一幸
１　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
秋田市御野場７丁目１番19―101号
債務者　佐藤　りか
１　決定年月日時　平成23年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１７号
石川県小松市粟津町ホ92番地３、従前の住所石川県小松市湯上町ロ30番地１
債務者　岡村　昌代（旧姓田村）
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　金沢地方裁判所小松支部